

## 後発医薬品の使用原則化に係るQ&A

※平成30年9月28日付社援保発0928第4号『生活保護法による医療扶助運営要領に関する疑義について』の一部改正について(通知)もあわせてご確認ください。

NO	事項	質問内容	回答	通知等参考
1	改正の趣旨	10月1日からの取扱いは今までと何が異なるのか？	今までは、患者の希望により先発医薬品を調剤することも出来ましたが、例外的な場合を除き、一般名処方又は後発医薬品への変更を不可としていない銘柄名処方の場合、後発医薬品を調剤する必要があります。	生活保護の医療扶助における後発医薬品の使用促進について(平成30年9月28日付社援保発0928第6号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「促進通知」という。)1(2)
2	対応方法	一般名処方等で患者が後発医薬品の調剤を拒否する場合、どうすればよいのか？	薬剤師の専門的な知見から先発医薬品を調剤する必要性があると考えられた場合は、処方医に疑義照会を行い、医師の判断を確認してください。	「生活保護法による医療扶助運営要領について」の一部改正について(通知)(平成30年9月28日付社援発0928第5号厚生労働省社会・援護局長通知以下「運営要領」という。)第3-5(2)ウ
3	処方医への疑義照会	処方医に疑義照会をしたところ、先発医薬品の使用は、医学的知見から不要という見解が示された場合は、どうしたらよいのか？	受給者に御説明の上、後発医薬品を調剤してください。説明例「法令に基づき、今回は後発医薬品を処方します。後発医薬品を使用して違和感があれば、次回診察の際、主治医に御相談ください。」	「運営要領」第3-5(2)
4	処方医への疑義照会	「3」のような対応をしても、受給者の方が納得しなかった場合は、どうするのか？	受給者の保護の実施機関である福祉事務所まで御連絡ください。(基本的には、後発医薬品の処方しかできません。)なお、福祉事務所からの説明後もなお、受給者が納得しない場合は、福祉事務所による処方医への再相談や同行受診等の対応を行うこととされています。	「生活保護法による医療扶助要領に関する疑義について」の一部改正について(通知)(平成30年9月28日付社援保発0928第4号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。)問33
5	被保護者への周知	被保護者への周知はどうしているか？	各福祉事務所から後発医薬品の原則化については、被保護者にリーフレット(松戸市ホームページ記載)の内容をお手紙等でお知らせしています。	生活保護関係全国係長会議資料(平成30年9月4日)Ⅱ一般事項(文章編資料)第3医療扶助・健康管理支援等について1(後発医薬品の使用原則化について)

NO	事項	質問内容	回答	通知等参考
6	薬局からの先 発医薬品調剤 状況報告	様式「生活保護受給者への先発医薬品の調剤状況」は、作成して提出しなければならないのか？	左記内容は、調剤報酬明細書の摘要欄に記載することにより、報告することになりました。摘要欄への記載方法は、松戸市のホームページを御確認ください。	
7	一般名処方 の場合の レセプト 摘要欄へ の記載	診療報酬の規程では、生活保護に限らず、一般名処方では後発医薬品を調剤しなかった場合は、調剤報酬明細書(レセプト)の摘要欄に、「患者の意向」、「保険薬局の備蓄」、「後発医薬品なし」又は「その他」から、最も当てはまる理由を記載することとされている。 ①今回の改正により、記載方法に影響があるか？ ②「6」のレセプト摘要欄の記載との関係は、どうなるのか？	①今回の原則化を踏まえて、薬剤師法第24条に基づく疑義照会を行い、処方医により先発医薬品が必要と判断された場合は、「その他」に分類されます。また、今回の改正により、医療扶助においては、「患者の意向」のみを理由として、先発医薬品が調剤されることはなくなったため、御注意ください。 ②一般名処方の場合には、左記摘要欄への記載に加えて、上記「6」の福祉事務所への情報提供が必要となります。	
8	休日・夜間 の対応	休日や夜間に処方箋をもってきた受給者については、処方医への疑義照会も、福祉事務所への確認も行えない場合、どのようにすればいいか？	処方医に連絡が取れず疑義照会が行えない場合に、休日や夜間等で福祉事務所にも連絡が取れない場合は、事後的に福祉事務所に報告することとして、一旦先発医薬品を調剤することが可能です。 処方医に対しては、速やかに(遅くとも次回受診時まで)、調剤した薬剤の情報を提供し、次回の処方内容について確認してください。	「運営要領」第3-5(2)ア(ウ)
9	処方医への疑 義照会が行 えない場合 の福祉事務 所への確認	処方医と連絡がとれず疑義照会が行えない場合には、福祉事務所に確認の上、先発医薬品の調剤が可能とされているが、福祉事務所には何を、どのように連絡すればいいのか？ また、福祉事務所において、先発医薬品の調剤を認めるかどうかの判断が行われるということか？	福祉事務所に対しては、「処方医が休診である」等、医師と連絡が取れない事情を、電話等で連絡してください。福祉事務所でも、その事情を確認ができれば、先発医薬品の調剤が可能です。(福祉事務所において、先発医薬品の調剤を認めるか否かを判断することではありません。) なお、その場合には、処方医に対しては、速やかに(遅くとも次回受診時まで)、調剤した薬剤の情報を提供し、次回の処方内容について確認してください。	

NO	事項	質問内容	回答	通知等参考
10	他法との関係	自立支援医療や難病医療など、他法の給付を受けている受給者についても、今回の改正で後発医薬品の使用が原則化されるのか？	改正の対象は、あくまで生活保護の医療扶助となるため、後発医薬品が原則化されるのは、医療扶助による給付に限ります。他法による給付分については対象外です。(例1) 自立支援医療10割 ※医療扶助なし ⇒ 対象外(例2) 向精神薬などを自立支援医療、風邪薬など自立支援医療の対象外分について医療扶助で給付 ⇒ 医療扶助を適用する分に限って、対象となる(自立支援医療給付分は対象外)	
11	中国残留邦人等支援給付	中国残留邦人等の支援給付についても、今回の改正で後発医薬品の使用が原則化されるのか？	中国残留邦人等支援給付についても、生活保護法の改正に伴い、平成30年10月から後発医薬品の使用が原則化されています。	「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療支援給付運営要領の取扱いについて」の一部改正について(通知)(平成30年10月3日付社援企発1003第2号)
12	後発医薬品の有無	処方せんに記載されている医薬品について、後発医薬品の有無が分からない、どこで確認できるか？	後発医薬品の有無等については、以下の厚生労働省のホームページで確認が可能です。福祉事務所における後発医薬品の数量シェア(置換え率)に影響するものが、原則化の対象です。※「薬価基準収載品目リスト及び後発医薬品に関する情報について」>5. その他(各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報)」(右のリンク先にアクセス)	<a href="https://www.mhlw.go.jp/topics/2018/04/tp20180401-01.html">https://www.mhlw.go.jp/topics/2018/04/tp20180401-01.html</a>
13	薬価が同額等の場合	後発医薬品の薬価が先発医薬品の薬価よりも高い又は同額の場合にも、後発医薬品を処方・調剤しなければならないのか？ また、上記の場合に該当するか否かは、どのように確認するのか？	左記の場合には、例外的に先発医薬品の使用が可能です。なお、当該後発医薬品の薬価が先発医薬品の薬価と同額又は高額に当たるか否かについては、以下の厚生労働省ホームページを御参照ください。※「薬価基準収載品目リスト及び後発医薬品に関する情報について」>5. その他(各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報)」(右のリンク先にアクセス)	<a href="https://www.mhlw.go.jp/topics/2018/04/tp20180401-01.html">https://www.mhlw.go.jp/topics/2018/04/tp20180401-01.html</a>
14	改正の対象(院内処方)	院内処方について、今回の後発医薬品の使用の原則化は適用されるのか？	院内処方も後発医薬品の使用の原則化の対象となります。	

NO	事項	質問内容	回答	通知等参考
15	改正の対象 (投薬・注射)	今回の後発医薬品の使用原則化は、「投薬」だけでなく、院内で使用する「注射」についても対象となるか？	今回の原則化は、「投薬」が対象です。「注射」については原則化の対象外ですが、従来どおり後発医薬品の使用を考慮するよう努めていただくこととなっています。	指定医療機関医療担当規程第6条